

国分寺市教育委員会議事録・第1号

会議の種類 第1回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和8年1月29日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市役所 2階 会議室201

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子
委 員	藤 井 健 志
委 員	武 内 彰

(説明員)

教育部長	日 高 久 善
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	村 上 航
学校指導課長	馬 場 一 平
学校教育担当課長	關 友 矩
指導主事	渡 辺 大 輔
指導主事	稲 村 望
指導主事	柴 田 慈
社会教育課長	豊 田 泰 之

ふるさと文化財課長兼市史編さん室長

	依 田 亮 一
史跡整備担当課長	諸 橋 広 光
公民館課長兼本多公民館長	大日向 輝 美
図書館課長兼本多図書館長	有 賀 真由美

(事務局)

書 記	保 谷 裕 子
書 記	人 見 杏 平
書 記	山 口 徹

傍聴人 2人

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番辻委員、4番武内委員を指名した。

〔前会議事録の承認〕

- ・令和7年11月6日開催の令和7年第2回国分寺市教育委員会臨時会議事録第12-1号
- ・令和7年11月6日開催の令和7年第2回国分寺市教育委員会秘密会議事録第12-2号
- ・令和7年11月26日開催の令和7年第11回国分寺市教育委員会定例会議事録第13号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。本日もお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。令和8年第1回目の定例会となりました。本年もどうぞよろしくお願いします。

市内小・中学校においては、冬休みに大きな事故も事件もなく、無事に1月8日に始業式を迎えました。ただ、先週からまたインフルエンザB型が少しずつ流行し始めて、学年・学級閉鎖が発生しています。引き続き、感染予防に努めてまいりたいと思います。

3学期は1年間のまとめの時期となりますので、一人ひとりが成長を確認しながら、希望あふれる新学期が迎えられるように指導してまいりたいと思います。委員の皆様方には引き続き御指導をよろしくお願いします。

〔議事〕

1 議案第1号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算案について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

教育総務課長 第1回定例会市議会に提案予定の教育委員会の補正予算案は、債務負担行為が1課1件、歳入が2課6件、歳出が4課8件です。従前どおり、債務負担行為及び歳入については教育総務課で取りまとめて説明し、歳出については各担当課より説明します。冒頭説明終了後の質疑については各担当課で対応します。

債務負担行為の補正予算案総括表を御覧ください。社会教育課の案件です。今年度9月の第3回定例会市議会の補正予算において、ひかりスポーツセンター第一体育室特定天井耐震化工事設計委託事業に係る令和8年度までの上限額482万8,000円の新たな債務負担行為設定を行い、同時に当該委託事業の前払金の支払分も今年度の歳出に計上しましたが、その後、市と契約締結をした当該委託事業の事業者より前払金の支払いは要しないという旨の申出がありましたので、契約締結額572万円全額を、令和8年度の債務負担上限額に変更計上したいというものです。

次に歳入の補正予算案総括表を御覧ください。教育総務課所管は1件です。項番1、国庫支出金の教育費国庫補助金の小中学校施設整備費補助金6,323万8,000円の減額については、次期GIGA端末について、東京都主導による共同調達を行ったことに伴い、調達単価が下がったことで当該国庫補助金が減額になったものです。

続いて、ふるさと文化財課所管は5件です。項番1、国庫支出金の教育費国庫補助金及び項番3、都支出金の教育費都補助金のそれぞれ文化財保護費補助金の国費が287万8,000円及び都費143万9,000円の減額については、いずれも国の補助査定に基づき減額になっ

たものです。

項番 2、国庫支出金の教育費国庫補助金及び項番 4、都支出金の教育費都補助金のそれぞれ史跡武蔵国分寺跡公園施設費補助金の国費 2,547 万 1,000 円及び都費 318 万 4,000 円の減額、並びに項番 5、市債の史跡武蔵国分寺跡公園用地買収事業債 240 万円の減額については、史跡武蔵国分寺跡公園の事業用地の買収に係る公有財産購入費について、当初見込んだ用地買収のための土地単価が財産価格審議会の答申を踏まえて下がったことなどに伴う、各項番の金額の減です。

続いて、歳出の補正予算案総括表を御覧ください。教育総務課所管は 2 件です。項番 1、教育総務費、教育委員会事務局運営に要する経費です。委託料 6,323 万 8,000 円の減額については、当課の歳入で説明したとおり、次期 G I G A 端末の調達単価が下がったことに伴う減です。

項番 2、中学校費、中学校の運営に要する経費です。需用費 1,282 万 6,000 円の減額については、第四中学校の普通教室等の空調設備修繕に伴う、契約差金で生じた減です。

学務課長 項番 1、小学校費、小学校の給食に要する経費の負担金補助及び交付金 114 万 6,000 円の減額及び項番 2、中学校費、中学校の給食に要する経費の負担金補助及び交付金 460 万円の減額については、いずれも、学校給食代替費補助金の申請件数が見込みよりも少なかったことによる減です。

社会教育課長 項番 1、ひかりプラザ管理費、ひかりプラザの維持管理に要する経費の委託料 206 万 8,000 円の減額については、先ほど債務負担行為でも説明がありましたが、ひかりスポーツセンター第一体育室の特定天井の設計委託について、契約締結後、今年度委託契約約款に基づく前払金の支払いを予定していましたが、契約事業者より不要との申出があったことによる減です。

項番 2、社会教育関係の一般事務に要する経費の報償費 150 万円の減額については、部活動の地域連携、地域展開の調整役を担う部活動コーディネーターについて、学校や地域団体との調整等が当初の想定より少なかったことによる減です。

ふるさと文化財課長兼市史編さん室長 項番 1、史跡武蔵国分寺跡公園公園施設費の史跡保存整備に要する経費の工事請負費 1,300 万円の減額については、今年度実施している僧寺・南門地区の整備工事について、入札により契約金額が当初金額で想定していた金額よりも下回ったことにより、その差額を補正するものです。

項番 2、史跡武蔵国分寺跡公園公園施設費、史跡武蔵国分寺跡公園用地買収に要する経費の公有財産購入費並びに補償補てん及び賠償金 2,932 万 9,000 円の減額については、今年度予定していた用地買収について契約が整い、最終金額が確定したため、その差額を補正するもので、土地単価の減額と併せて、物件移転補償費が当初予算を下回ったことによる減です。

教育総務課長 御審議のほど、よろしくお願いします。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理者 社会教育課にお伺いします。歳出の項番 2 で部活動コーディネーターの活動が想定より少なかったということですが、これによって部活動に何か支障が生じたことはありませんでしたか。

社会教育課長 活動の減による部活動の影響は特にありません。今後、地域展開に当たり、まだ種目も限られた数で、団体と学校との様々な協議の中で活動が少しおさまり、今回の

減となりますので特に部活動自体への影響というものはありません。

大木教育長職務代理者 部活動に支障がないということで安心しました。これだけ拝見しますと、本来生徒たちが活動しようと思っていたことに制限があったのかと思いました。ただ、説明があったように、一旦落ち着いても、限られた部活の内容ですので、今後の予算などをより有効に活用できるように、そして生徒たちにとって、部活動がより有効なものになるように、活動を広めていけるようお力添えいただければと思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

2 議案第2号 令和8年度国分寺市一般会計予算案について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

教育総務課長 教育委員会の令和8年度一般会計当初予算案については、1ページの課別の予算案総括表、2ページの新規設定の債務負担行為、3ページから歳入、6ページから歳出の各総括表、10ページに職員人件費、11ページに政策的経費事業について、それぞれ概要を取りまとめてお示ししています。昨年同様、歳出を除く各項目については教育総務課で一括説明し、歳出については各担当課から説明します。説明後の質疑については、該当する各課から個別に回答します。

令和8年度の当初予算編成に当たり、令和7年度当初予算編成作業と同様、市の予算編成方針に基づき、事務事業の目的と費用対効果を再検証し、職員一人ひとりが経営的視点を持ちながら実施することが必要不可欠な事業について、真に必要な経費の計上を行っています。

また、令和8年度は、本市の最上位計画「第2次国分寺市総合ビジョン」及び「同実行計画」並びに本市教育委員会の教育振興基本計画である「第3次国分寺市教育ビジョン」に示された今後の目指す姿に向けて、部内各課において様々な検討を加えながら、予算編成作業を行ってきたところです。今回お示ししている教育委員会の令和8年度一般会計当初予算案については、市長より令和8年第1回定例市議会へ議案提案を予定しています。

では、1ページを御覧ください。最初に令和8年度一般会計予算案総括表について説明します。この総括表は3ページから5ページまでの歳入予算、6ページから9ページまでの歳出予算を取りまとめたものです。

令和8年度の歳入は、14億4,491万7,000円を見込んでいます。令和7年度と比較し、1億7,518万1,000円の減額となります。歳出は、70億9,846万2,000円となり、令和7年度と比較し、5億862万2,000円の減額となります。

2ページを御覧ください。新たに設定する債務負担行為の総括表です。教育総務課8件、学務課、学校指導課、ふるさと文化財課及び公民館課が各2件、社会教育課及び市史編さん室が各1件で計18件です。各課の個別の内容については記載内容を御覧いただきたいと思いますが、金額の大きな限度額設定を行っている事業3本について簡単に説明します。

教育総務課の項番5、小中学校エアコン（普通教室等）借上事業です。限度額は3億9,978万7,000円で、設定期間は令和9年度から令和18年度までです。本事業は小・中学校の各

教室のエアコンの更新に行うもので、令和8年度中の機器設置後、10年間のリース契約を見込むことによる債務負担行為の設定です。

次に、学務課の項番1、小学校給食調理業務委託事業です。限度額は4億2,854万6,000円で、設定期間は令和8年度から令和13年度までです。本事業は第四小学校及び第八小学校の給食調理業務について、令和8年度中に契約締結関係手続を開始し、令和9年度当初からの新たな5年間の業務委託契約を見込むことによる債務負担行為の設定です。

最後に、最下段の公民館課の項番2、並木公民館・図書館長寿命化改修工事事業です。限度額は8億2,496万4,000円で、期間は令和9年度中です。本事業は令和8年度に着工予定の並木公民館及び並木図書館の改修工事について、令和9年度までの契約を見込むことによる債務負担行為の設定です。

次に3ページの歳入の総括表を御覧ください。

教育総務課です。令和8年度の合計見込額は3億2,978万円です。令和7年度と比較し、2億9,293万5,000円の減額となります。項番4、公立学校情報機器整備事業費補助金については、3億7,154万4,000円の皆減となります。本補助金の対象事業は次期GIGA端末の調達に係る事業で、令和7年度をもって端末の調達が完了することによる補助金の皆減です。項番7からは市債についての記載です。令和8年度に工事实施を予定している案件について、令和8年度の計上額並びにそれぞれ金額を記載していますので御覧ください。令和7年度と比較し、市債トータルで5,760万円の増額となります。令和8年度は項番7から項番10までの各市債について、細節欄に記載の各事業に充当することを見込んでいます。

次に学務課です。令和8年度の合計見込額は3億5,578万1,000円です。令和7年度と比較し、4,055万4,000円の増額となります。主な増額要因は、項番4、公立学校給食費負担軽減事業補助金の3,269万7,000円の増で、こちらは小・中学校の給食費の負担軽減に係る事業に充当するものです。

併せて項番5、中学校給食材料費負担金467万円及び項番7、小学校給食材料費負担金229万2,000円の増額については、主に教職員実食分の食材料費の高騰に伴うものです。

4ページ、学校指導課です。令和8年度の合計見込額は1億8,227万2,000円です。令和7年度と比較し、2,061万9,000円の増額となります。主な増額要因は、項番2、インクルーシブ教育支援員配置補助金の566万9,000円の増額です。こちらは補助対象となる特別支援教育クラスアシスタントの増員に伴うものです。次に項番7、エデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金936万5,000円の増額及び項番11、スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金の601万1,000円の増額はいずれも東京都の補助単価の増額によるものです。

次に社会教育課です。令和8年度の合計見込額は2,338万9,000円です。令和7年度と比較し、200万8,000円の増額となります。主な増額要因は、項番5、中学校等における地域連携・地域移行に関する支援事業補助金199万6,000円の増によるもので、こちらは中学校部活動の休日における活動について、令和7年度に地域展開した種目に加えて、新たな種目の地域展開を進めていくためのものです。

5ページ、ふるさと文化財課です。令和8年度の合計見込額は3億5,425万2,000円です。令和7年度と比較し、1億4,020万6,000円の減額となります。主な減額要因の1点目は、項番7、項番10及び項番16の史跡武蔵国分寺跡公園用地買収事業に関する各歳入の減額です。令和8年度は令和7年度と比較して用地買収の予定面積が縮小するため、国

庫補助金が8,399万2,000円、都補助金が1,049万9,000円、市債が790万円の減額となります。2点目は、項番6、項番9及び項番15の史跡保存整備事業に関する歳入の減額です。令和8年度は令和7年度と比べて事業規模が小さくなるため、国庫補助金が1,324万円、都補助金が662万円、市債が1,930万円の減額となります。

次に公民館課です。令和8年度の合計見込額は1億9,933万2,000円です。令和7年度と比較し、1億9,478万3,000円の増額となります。主な増額要因は、項番6、並木公民館・図書館長寿命化改修工事事業債1億5,000万円、並びに項番7、本多公民館・図書館屋上及び一部ガラス防水修繕事業債4,440万円の市債の皆増によるものです。

最後に図書館課です。令和8年度の合計見込額は11万1,000円です。令和7年度と比較し、4,000円の減額となります。主な減額要因は、並木公民館・図書館長寿命化改修工事に伴う図書館休館期間中のコピー料金の減額を見込んだものです。

次に歳出です。10ページを御覧ください。令和8年度職員人件費その他です。職員人件費の所管は職員課ですが、ごく簡単に触れておきたいと思います。令和8年度の人件費は17億974万円です。令和7年度と比較し1億2,322万7,000円の増額になります。項番3、中学校の学校管理費、項番4、社会教育総務費、項番5、公民館費及び項番6、図書館費の増額については、給与改定の反映に伴うもので、項番1の増額については、給与改定の反映のほか、職員数の増などに伴うものです。一方で項番2の減額については、第五小学校の給食調理業務の完了によるものです。

続いて11ページを御覧ください。令和8年度の政策的経費の事業一覧です。次年度からの新規事業について簡単に説明します。

項番4及び項番5を御覧ください。いずれも学校ICT環境整備事業ですが、大規模改造工事や学級数増などに伴う教室内のシステム環境の整備で、次世代教育系システム関連の情報機器の一時退避及び復元を行うために643万3,000円を、特別支援教室向けにプロジェクタを配備するなどのため320万4,000円をそれぞれ計上しています。次に項番7、市立小・中学校に電子施錠及びカメラ付きインターホンを設置するための事業費として373万5,000円を計上しています。これら3事業はいずれも教育総務課所管です。

次に項番13、令和8年4月からひかりプラザの教育センターに指定管理者制度を導入するための事業費として8,356万9,000円を計上しています。項番14及び15はひかりプラザに設置されているエレベーター及びキュービクルについて、その機器更新等を行うための事業費として、それぞれ2,250万6,000円及び132万円を計上しています。これらの3事業はいずれも社会教育課所管です。

項番16は光公民館・図書館に設置されているエレベーターについて、その機器更新等を行うための事業費として1,925万3,000円を計上しており、項番17はもとまち公民館の会議室に設置されている空調機について、その機器更新等を行うための事業費として1,724万3,000円を計上しています。最後に項番21は本多公民館・図書館の屋上及び一部のガラスについて、その防水等の修繕を行うための事業費として5,929万円を計上しています。これらの3事業はいずれも公民館課所管です。

6ページにお戻りください。各課の歳出予算について担当課より順番に説明します。

教育総務課です。主に増減の大きいものについて説明します。項番3、教育委員会事務局運営に要する経費10億841万3,000円の減額は、次期GIGA端末の調達完了したことや現行の教育系システム全般の運用保守に係る各経費の皆減によるものなどです。

項番5、小学校の運営に要する経費1,236万4,000円の増額については、主にエアコン

の更新借上等に係る経費の増額によるものです。項番 7、小学校の施設維持管理に要する経費 1 億 345 万 5,000 円の減額については、前年度に比べて修繕件数が少なく、また高額
の修繕案件も少ないことに伴うものです。項番 11、小学校の特別支援学級運営に要する経
費 1,435 万 4,000 円の増額については、特別支援学級のスクールバス運行に係る経費増に
伴うものです。

項番 19、中学校の施設維持管理に要する経費 2,130 万 7,000 円の増額については、前年
度に比べて修繕件数が多く、また中学校 35 人学級対応のための教室転換など、高額
の修繕案件が多いことに伴うものです。項番 27、中学校の施設整備に要する経費 1,468 万 4,000
円の増額については、前年度に比べて一定程度規模が大きく、高額の工事案件を見込むも
の
です。

最後に事業名称の欄に学校関係経費及び小・中学校の行事に要する経費が記載されてい
る学校配当に関する予算ですが、令和 8 年度当初から本稼動する新教育系システムの関係
経費の中で対応することとなる端末修繕、トナー等の消耗品類やプロジェクタ等の備品類
の購入などについては、学校配当予算から除かれるとともに、次年度も厳しい庁内の予算
事情を踏まえつつも、学校として真に必要な事業は確保するなど、当課において適切な予
算査定を実施した結果、最終的に小・中学校総額で約 2,200 万円の減額計上となります。

学務課 学務課です。7 ページを御覧ください。令和 8 年度計上額は総額 16 億 3,119 万
4,000 円となり、前年度比 2 億 7,486 万 2,000 円の増となります。

全体に関わる要因として、給食食材料費の高騰がありますが、大きな増の要因について
説明します。項番 12、中学校の給食に要する経費 2 億 3,664 万 1,000 円の増については、
これまでも説明いたしましたとおり、給食提供方式の変更に伴う増となります。項番 2、
移動教室、修学旅行等に要する経費 715 万 8,000 円の増については、小学校の移動教室及
び中学校の修学旅行に対する補助額を拡充したことによる増となります。

学校指導課長 学校指導課です。令和 8 年度計上額は 3 億 74 万 4,000 円となり、前年度
比 3,028 万 2,000 円の増となります。

増減の大きい主な事業を挙げますと、項番 3、教育研究指導事業費 431 万 5,000 円の増
については、令和 8 年度からの外国人英語指導業務委託に伴う増となります。項番 6、ス
クール・サポート・スタッフ配置事業、404 万 6,000 円の増については、会計年度任用職
員の人件費などが上昇及び複数配置する学校が 1 校増えたことによる増額です。

項番 12、教育相談に要する経費 522 万 7,000 円の増については、こちらも会計年度任用
職員の人件費単価上昇及び月額会計年度任用職員 1 人分を時間額にしたことによる増額で
す。項番 15、特別支援教育に要する経費 1,477 万 1,000 円の増については、配置対象の児
童・生徒の増加に伴う支援員の配置予定数が増していること、また特別支援教育クラスア
シスタント等の時間額会計年度任用職員の人件費単価上昇に伴う増額です。

社会教育課長 社会教育課です。8 ページを御覧ください。令和 8 年度計上額については、
1 億 7,336 万 1,000 円で、前年度比 1,094 万 5,000 円の減額となります。増減が大きいも
のについて説明します。

項番 1、ひかりプラザの維持管理に要する経費 2,446 万 6,000 円の減については、令和
8 年 4 月から国分寺市立教育センターが指定管理者制度に移行することに伴い、委託料
8,356 万 9,000 円が増額となる一方で、ひかりプラザの空調設備の更新が今年度完了した
ことにより修繕費が減額となったため、経費全体としては減額となっています。項番 3、
社会教育関係の一般事務に要する経費 743 万 8,000 円の増については、中学校部活動の地

域連携・地域展開に関して、休日の中学校部活動について、令和7年度に地域展開した種目に加え、新たな種目の地域展開を進めるため、委託料を増額したことによるものです。

項番9、放課後子どもプラン国分寺に要する経費580万2,000円の増については、放課後子どもプランの実施に係る委託料の増額によるものです。放課後子どもプランについては、各校の保護者等で構成されている実施委員会に委託して事業を運営していただいておりますが、第五小学校放課後子どもプラン実施委員会において、令和8年度はその体制の維持が困難な状況になったため、同校における放課後の子どもの居場所を継続して確保するための緊急的な措置として、令和8年度は同校の放課後子どもプラン実施委員会の業務を民間事業者に委託するための経費を計上しているものです。

ふるさと文化財課長兼市史編さん室長 ふるさと文化財課です。文化財保護費と史跡武蔵国分寺跡公園公園施設費の大きく二つに予算が分かれています。前者はふるさと文化財課長から、後者は史跡整備担当課長からそれぞれ説明します。

文化財保護費ですが、項番1から項番5まで、いずれも増額し、前年度比合計で1,254万2,000円の増額となります。このうち増額規模が大きいものを説明します。

項番2、文化財調査に要する経費は、主に開発工事に伴う市内の遺跡の発掘調査経費を充てているもので、政策的経費の埋蔵文化財整理事業に含まれる文化財倉庫の除却工事費用が、今年度は総額の4割相当を前払金としていますが、令和8年度は残り6割相当を支出する計画となっていることと、発掘調査に従事する作業員、重機等の労務単価の上昇分が主な増額要因となります。また、項番5、文化財保護事務に要する経費は課内の庶務的な経費ですが、主な増額要因は、予定している庁用車の買替えによるものです。

史跡整備担当課長 項番6、史跡武蔵国分寺跡公園用地買収に要する経費1億498万9,000円の減額については、来年度買収予定の土地面積が今年度買収した面積よりも縮小することによるものです。項番7、史跡武蔵国分寺跡公園の管理に要する経費2,063万5,000円の増額については、1点目、僧寺地区の車止めや尼寺の解説板の修繕で260万円の増。2点目、史跡地の管理に要する委託料1,454万2,000円の増額です。これはシルバー人材センターへの委託料の増に加えて、シルバー人材センターで対応し切れない歴史公園の草刈りの業務を民間の事業者へ委託することによる増額になります。また、今年度整備した史跡地内のトイレの借上料が390万5,000円増額となっています。

項番8、史跡保存整備に要する経費4,676万円の減額については、今年度整備したトイレの西側、北方・推定中院地区と呼んでいる場所の整備工事に来年度は着手しますが、今年度の工事に比べて整備工事の規模が小さくなっているための減額となります。

ふるさと文化財課長兼市史編さん室長 市史編さん室です。項番1、市史編さんに要する経費として、一つの事業で予算計上しています。令和6年度から着手している市史編さん事業は、令和8年度で3年目を迎え、三つの専門部会での調査、資料収集活動を進めており、専門員の皆様への謝礼と、令和9年度に刊行を控える地図・絵図編の準備で、市内に残る大型地図・絵図の作成委託などで917万2,000円の増額となります。

公民館課長兼本多公民館長 公民館課です。9ページを御覧ください。令和8年度計上額は4億1,895万3,000円で、前年度比2億6,661万6,000円の増となります。主な要因としては、項番3、公民館の施設維持管理に要する経費であり、並木公民館長寿命化改修工事の前払金2億円に加えて、前年度に比べ、公民館の施設維持のための修繕案件が多いことが増額の要因です。

図書館課長兼本多図書館長 図書館課です。令和8年度計上額は1億4,203万4,000円で、

前年度比 34 万円の減となります。主な要因として、項番 2、図書館運営関係経費 21 万 7,000 円の減については、並木公民館・図書館長寿命化改修工事に伴う事業の休止や、工事期間中における図書資料購入費の減及び図書館業務に係る消耗品の見直しによるものです。項番 3、子ども読書活動推進等関係経費 18 万 1,000 円の減については、子ども読書活動推進計画に基づく読書手帳や、おすすめ本をまとめたブックリストを今年度作成したことによる印刷製本費の皆減によるものです。項番 4、図書館の施設維持管理に要する経費 8 万 7,000 円の減については、図書館内の軽微な修繕に係る原材料費の減によるものです。御審議のほど、よろしくお願いします。

(意見・質疑の要旨)

藤井委員 8 ページ、社会教育課の項番 3、部活動の地域展開に関わるところで、従前から地域展開がうまくいっていた競技、ここで新たにお願いできるようになった競技、お願いしたいがうまくいっていない競技など、分かる範囲で参考までに教えてください。

もう 1 点、第五小学校の放課後子どもプランがうまく回らなくなった話が少し気になりました。人員、コーディネーターが足りないなど、主要因が分かれば教えてください。

社会教育課長 部活動の地域展開からお答えします。野球と吹奏楽と合唱は今年度から地域展開をして、それぞれ活動を行い、順調に進んでいますが、来年度は加えて、陸上、ソフトテニス、バドミントンの 3 種目を地域展開する形で準備を進めています。

本市の推進計画で、休日の部活動について地域展開を進めるという考え方を持っていますので、ほかの種目についても、休日で行っている部活動について探りながら、どのような形で地域展開できるかを調整しています。具体的な種目まではお伝えはできませんが、今年度、来年度は、先ほど申し上げた種目が展開する形で進めています。

もう 1 点、放課後子どもプランについてです。今年度、第五小学校では P T A を主軸とした実施委員会を設置し、運営していましたが、来年度以降、P T A から実施委員会の機能を外すという申出等があり、我々もこの事業をどうするか検討していました。

子どもの放課後の居場所づくりは重要と考え、事業の中止も考えにくかったため、緊急的な措置として、民間事業者に実施委員会の機能を委託する対応をしたというのが今回の予算提案です。

今後、全ての学校に共通して行うということではなく、放課後の子どもたちの居場所のつくり方の部分は早めに考えを整理して、改めて報告等をしていきたいと考えています。

武内委員 各小学校で P T A に加入する保護者が減少傾向にある中で、P T A 主体の放課後の運営が他校に波及し、五小が民間委託するのであれば他の学校も、ということは当然想定されると思いますが、そのあたりの見解はいかがですか。

社会教育課長 お話のとおり、今は P T A に主軸として動いていただいている実施委員会は、実はあまり多くない実態がありますが、保護者や地域の方が構成した実施委員会を何とかつくり、創意工夫しながらそれぞれ運営していただいている状況で、五小はその状況をつくり上げることがなかなか困難というところがありました。

そのような中で、子どもの放課後の居場所づくりを維持するという点は重視したいという我々の思いもありましたので、民間事業者に委託するという緊急的な措置で対応しています。もちろん各校の実施委員会でも、委託のほうがいいのではないかという案や意見もおそらく出てくるかと思いますが、あくまでこれが正規の方法と我々も判断せずに、施策全体をどうしていくかを含めて考えるための、緊急的な対応として行いたいと思っています。

すので、その点は各実施委員会の皆様にも今後伝えていきたいと考えています。

大木教育長職務代理者 学校指導課にお伺いします。4 ページ、都支出金、項番 6、校内別室指導支援員配置事業補助金が皆減となっています。そもそもこれがどのようなものを想定されていたのか。それがこの皆減によって今後の本市における指導において何か影響がないかをお伺いします。

逆に増えている面も多くあり、先ほどは補助単価の増額と伺いましたが、それがどこにどのように反映されているかをお伺いいたします。

学校指導課長 校内別室指導支援員は学校におけるサポート教室の支援員で、4 校分の補助金をいただきましたが、これが令和 7 年度をもって終了となりました。ただし、サポート教室に通う子どもへの支援はどうしても必要ということで、市としてしっかりと予算を立てています。こちらについては、歳出の特別支援教育に関する経費の中に予算を組み込んでいますので、基本的にサポート教室の支援員が減ることはありません。

大木教育長職務代理者 それであれば大変安心しました。都からの補助金が減ったことで、本市のサポート教室に通う子どもたちに対する支援が停滞してしまっただけではないかと思いましたが、改めて本市として予算をしっかりと計上していると理解しました。引き続き、全ての児童・生徒にとって有効な支援となるように御尽力いただければと思います。

辻委員 学務課に伺います。歳出の項番 6、小学校の特別支援学級運営に関する経費だけが減額になっています。例えば小学校の普通学級、中学校の普通学級や特別支援学級はいずれも増額ですが、ここだけ減額になっているのはなぜですか。

学務課長 こちらは対象となる入学準備金、新入生の見込みに関してのみ減となっている関係で、減額となっています。

辻委員 現状の特別支援学級の運営に関する影響があるのではないかと理解しました。

藤井委員 図書館課の読書手帳という話がありました。先日、別の自治体で読書通帳の取組を見せていただきました。読書の価値はプライスレスであってほしいと思いながらも、これは読んだ本の金額がたまっていく仕組みです。小学生が自分の通帳には 50 万円貯まっているという、ちょっと悪魔のようなシステムかと思いながらも、従来、読書に関心が持てない子にモチベーションを与える意味では、非常によくできたシステムだと感じ、少し怖いなと思いながら見ていました。

本市の読書手帳はどのようなスタイルになのか、参考までに教えてください。

図書館課長兼本多図書館長 読書手帳は現在作成中です。対象は未就学児で、内容は読んだ本と、その本を読んだことで子どもたちがどのような反応を示し、どのような感想を言ったか、後々子どもたちの成長を振り返られるようなことが書けるもので、金額の記入などはありません。

藤井委員 私が聞いたのは、金融機関のキャンペーンの一環でもあり、システム開発等は、金融機関が積極的に予算等を準備して協力いただいたということで、教育的な価値はしっかり検討して考えなければならないとは思いますが、一見の価値はあるかと思しますので、参考までに皆様と情報共有したいと思いました。

大木教育長職務代理者 教育総務課にお伺いします。11 ページ、政策的経費の新規事業の項番 7 です。昨今、非常に物騒な世の中になっており、防犯対策の強化を図るために設置するという一方で、児童・生徒の安全を守るために必要と理解しています。非常によい試みだと思いますが、現在はどのような対策がなされているのか。そして、これを設置することで防犯対策が一層強化されるということですが、どのような効果を見込んでいるかを

お伺いします。

教育総務課長 昨年の事件もありますが、その前から学校長に対して、校門等の施錠については、市からしっかりと通知をし、適宜お話をしており、厳重な管理をしていただくとともに、学校でも様々な防犯対策訓練などを組み合わせながら、防犯対策をしっかりと講じていかなければいけないと考えています。

試験的に第十小学校には通用口に電子施錠があります。他校も様々検討した結果、次年度において予算を組みたいと提案するものです。

もちろん、この施錠だけで全てカバーできるものではありませんが、防犯機能を強化していく点で、一つずつ行っていくことは非常に重要と認識していますので、今回このような形で整備も行い、併せて学校でしっかりと訓練や、学校管理の中で対応していくことで更に強化していきたいところです。

大木教育長職務代理者 児童・生徒にとって学校が安心・安全な居場所であることは必須であり、当然のことです。近隣の自治体での事件もありましたが、これだけで完全に防犯体制が整っているとは思えませんし、例えば門や柵など、乗り越えようと思えば可能ですので、今後そのようなことも含めて学校とも御協議ください。学校は学校としての防犯対策をとるのは当然ですが、教育委員会としても今年度も防犯対策について一層しっかりと検討の上、御尽力いただければと思います。

教育長 防犯対策の強化の第一歩ということで、まずは来校者が出入りするところについては、施錠する形を進めていきますので、ぜひ今後とも御指導いただけたらと思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

教育長 続いて、議案第3号「国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第4号「国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則の一部を改正する規則について」の二つの議案は、関連するものであることから一括議題とし、説明及び質疑の後、個別に採決する流れでよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

3 議案第3号 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

コミュニティ・スクール協議会の名称を変更するため、必要がある。

4 議案第4号 国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則の一部を改正する規則について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

コミュニティ・スクール協議会の名称を変更するため、必要がある。

学校教育担当課長 これまで市内の小・中学校では、平成16年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に即した国分寺市公立学校運営協議会を設置している学校と、平成29年の学校運営協議会制度に関する法改正に即したコミュニティ・スクール協議会を設置している学校がありましたが、令和7年度に市内全校でコミュニティ・スクール制度を導入したことを受けて、現在の名称「コミュニティ・スクール協議会」か

ら現行の法律の名称である「学校運営協議会」に改正する必要があるものです。

なお、議案第4号においても同様の内容となっております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

(意見・質疑の要旨)

藤井委員 コミュニティ・スクールに関しては、存在自体に変更はなく、内部の組織名の変更だと私も理解しましたが、現場で頑張っている委員の方々とお話をしたところ、今までの文部科学省からの法令等の名称とのずれを調整して、という点が正しく理解できていない方々もいるかと思います。コミュニティ・スクールというアイデンティティが失われてしまうという誤解を招いてはいけません。特に一部のコミュニティ・スクールでは、「CS」というロゴを入れたデザインを作って頑張っている方もいると聞きます。コミュニティ・スクールがしっかりと確立したからこそ、名称がまぎらわしくないように整えたという説明をしていただけたらと考えます。

学校教育担当課長 委員のお話しのとおり、意義等に変更はなく、名称のみの変更となります。異動してきた教員の間や、国の先進的な事例では学校運営協議会という名称が多く使われていて混乱を招くところがあり、その都度説明してきました。今回、名称を統一することで、意義等に変わりはありませんので、改めて名称と意義を合わせた形で学校指導課からも発信していきたいと思います。まずは学校に伝えて、またホームページ等を活用して、市民の皆様に報告できればと思います。

藤井委員 コミュニティ・スクール協議会のことをおそらく委員の方々は「CS」と表現されていて、それによって自分たちの協議会の名前がCS、コミュニティ・スクールであると理解されている方が多いのではないかと思います。CS、コミュニティ・スクール自体がなくなるのではなく、むしろしっかりと確立したため、その内部の協議会部分、組織として運営全体をマネジメントするようなメンバーの会の名前が変わるという混同を避けていただけるといいかと思います。私も最初は勘違いしていました。

学校教育担当課長 コミュニティ・スクール制度というのは、引き続き続いていきますので、あくまでも協議会の名称変更という形で伝えていきたいと思います。

大木教育長職務代理者 私も藤井委員と同じことを申し上げようと思っておりました。先ほど名前が変わるだけとおっしゃいましたが、名前が変わること自体、アイデンティティが揺らいでしまうことになると思います。法制度に合わせて名称を統一すると事務的に考えかと思いますが、今まで自分たちがCSだというイメージで活動されていた方にとって、名称の変更はこちらが考えているよりはるかに大きなインパクトを与えると想定されます。単に事務的にそれだけとお考えになるのではなく、引き続き、学校により御協力いただけるような位置付けだと説明してください。むしろ名称変更することで、より学校の運営に関わっていただきたいと願っているとしっかりとお伝えした上で、協力をお願いするのが筋だと思います。そのあたりは十分に考えて、丁寧な説明をよろしく申し上げます。

教育長 名称だけが変わるということではなく、その意義や意味も改めてしっかりとお伝えするように様々な場面を利用してください。教育広報紙などにも載せていただきたいと思いますし、ホームページでも同様です。協議会のときには、担当の指導主事なども参加していると思いますので、教育委員会としての考えを伝えていくことも必要かと考えます。

辻委員 私も名称変更によって、特に現場でコミュニティ・スクールに関わる活動をされている方に混乱が生じないように丁寧に対応していただければと思います。

コミュニティ・スクールという名称が、今後は一般名詞化し、法律的に根拠がある制度だから行うというのではなく、そのような状態、地域の制度をあらわすのならば結構ですが、そうでないと、何に基づいて行っているのかは、先ほどアイデンティティの話もありましたが、やはり少し揺らいでしまう気がしたので、世の中で規定されている制度、それから本市はこうになっており、それに基づいてこのような役割を担っていただき、このようなものを目指すというのを一度しっかりと整理して、現場で活動されている方々にも直接説明するとよいと思いました。

今は、皆様CS委員だと思って活動されていますし、多分、学校もCS委員と、どうしていこうかという感じだと思いますので、この際、これをよい機会として一度整理して、改めて目指す姿を確認していただくのがよいと思います。

学校指導課長 そもそもコミュニティ・スクールというものが、学校運営協議会を導入した学校のことを総称して言う言葉です。よって、この学校運営協議会という言葉が、いわゆる法律上に定められた名前です。これを設置した、その制度を導入した学校のことをコミュニティ・スクールと言うのですが、このコミュニティ・スクールという名称自体は、法律の中にありません。この辺りの理解が、導入したばかりの学校と、大分前から設置している学校とで温度差があり、この差を今後なくしていかなければならないと思います。また、理解をしっかりと深めていかなければならないということで、大変重要な任務があると学校指導課として受け止めています。

御意見いただいた内容も含めて、次年度以降、しっかりと学校に協力いただいて、皆様に理解いただけますように、周知徹底をしていきたいと思います。

教育長 もう1度整理させていただき、しっかりと伝えていきたいと思います。

それでは、一つずつお諮りいたします。議案第3号、国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

教育長 続いて、議案第4号、国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則の一部を改正する規則について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

5 議案第5号 国分寺市文化財保護審議会委員の委嘱について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

欠員の補充に伴い、国分寺市文化財の保存と活用に関する条例(平成22年条例第24号)第33条の規定により、委員を委嘱する必要がある。

ふるさと文化財課長兼市史編さん室長 国分寺市文化財保護審議会は、国分寺市文化財の保存と活用に関する条例第33条に基づき、委員8人以内をもって組織し、識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱をいたします。現在1名の欠員がある関係で、委員を委嘱する必要があり、お諮りするものです。

新たに委員として委嘱を考えていますのは、立正大学専任講師の紺野英二先生で、博物館学、考古学を専門とされています。ふるさと文化財課は、昨年1月に新庁舎へ移動しましたので、旧事務所がありました武蔵国分寺跡資料館は、月額会計年度任用職員2人が運営している状況で、よりよい資料館の運営に当たり、博物館学専門の先生に指導を仰ぎたく、お願いするものです。

令和7年度に開催した二つの企画展示、「学校ができた」と「発掘された国分寺市2025」を総括し、次年度の年次計画に生かすため、令和8年3月25日に今年度第2回目の文化財保護審議会を開催する方向で調整を進めており、そこに参加いただきたく、任期は令和8年2月1日から令和8年3月31日の2か月間ですが、委嘱をしたく考えています。

ほかの委員の皆様の任期も令和8年3月31日までとなっています。そのため、令和8年4月1日以降の新たな任期での文化財保護審議会の委員は、本年3月の教育委員会定例会にて改めてお諮りいたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 若手の研究家ということで大いに期待したいと思っています。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

〔協議〕

なし

〔報告〕

1 令和7年度教職員の表彰について

(事務局からの説明)

学校指導課長 このたび、東京都教育委員会職員表彰で2人が受賞されました。一人目が第一小学校、出町桜一郎校長先生です。二人目が第五中学校、艸川幸治主幹教諭です。表彰理由について、出町校長先生は学校経営、特別活動の推進で、長らく研究されてきた実績が認められました。艸川先生は、体育健康教育・コーディネーショントレーニングの推進で、実績が認められました。1月19日に東京都庁で表彰を受けました。

(意見・質疑の要旨)

教育長 本年度はお2人が、東京都教育委員会職員表彰を受けました。2人とも市内の教育の充実だけではなく、全都的に影響を与えるような研究活動を進めていただいたということでの表彰です。本当におめでとうございます。ますますの御活躍をお祈り申し上げたいと思っています。

〔その他〕

なし

〔閉会〕

午前 10 時 40 分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員 1 番 辻 亜希子

 4 番 武内 彰

調製職員 廣瀬 喜朗